

嵐山国有林の取扱について



平成21年6月12日

京都大阪森林管理事務所

目次

1. 嵐山国有林の概要
2. 「嵐山国有林基礎調査」の結果
3. 議論の方向

1. 嵐山国有林の概要

(1) 嵐山国有林の概要

(2) 嵐山国有林の歴史

(3) 現在の取扱方針

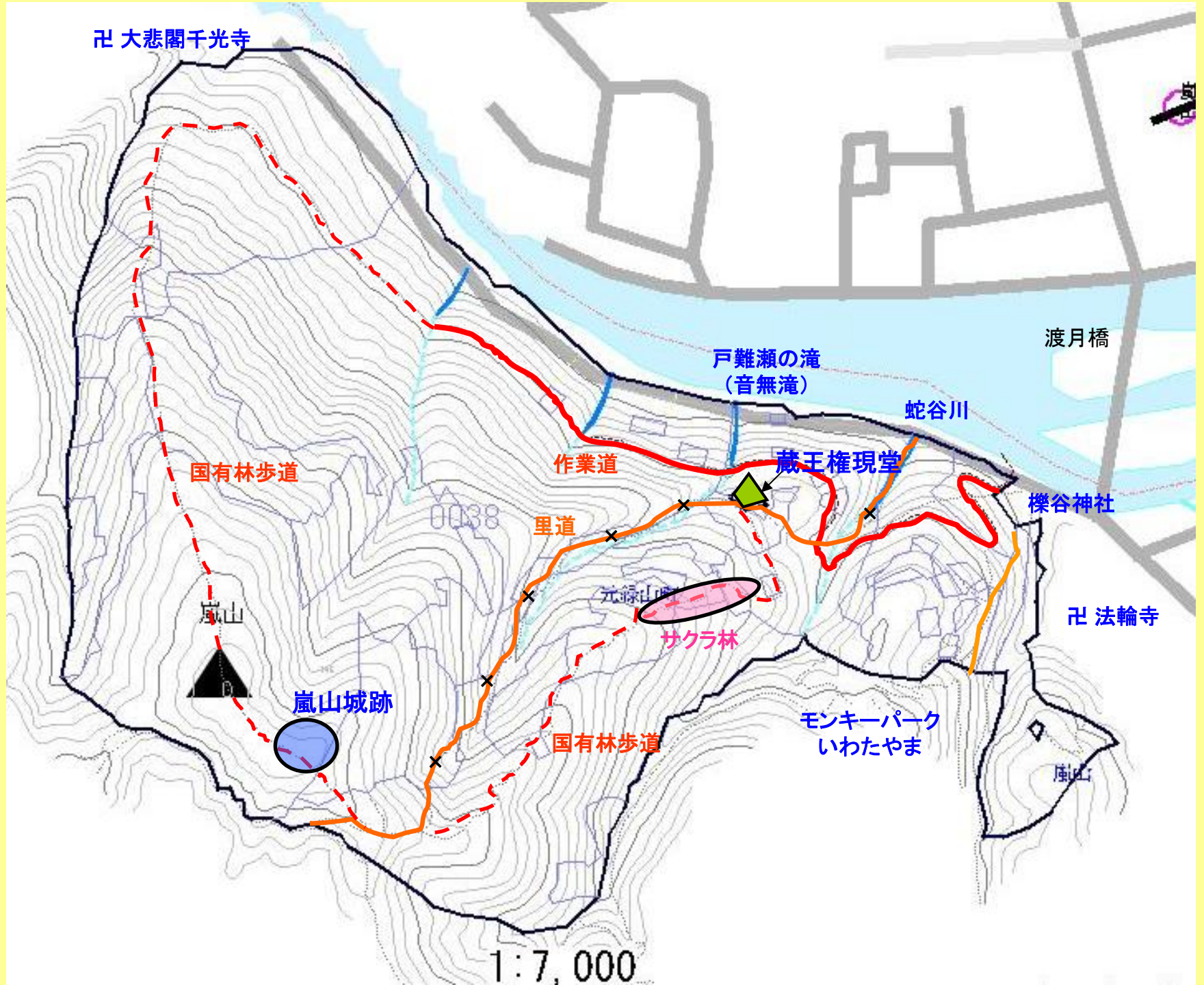
(1) 嵐山国有林の概要

- 林班名：嵐山国有林38林班
- 面積：59.03ha
- 法令制限：風致保安林(森林法)、土砂流出防備保安林(同)、史跡名勝(文化財保護法)、風致地区(都市計画法)、歴史的風土特別保存地区(古都保存法)、鳥獣保護区(鳥獣保護法)
- 機能類型：「森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)」、レクリエーションの森「嵐山風景林」に指定。
- 江戸時代までは、大部分が天龍寺領。



嵐山国有林位置図

卍 大悲閣千光寺



渡月橋

戸難瀬の滝
(音無滝)

蛇谷川

国有林歩道

作業道

蔵王権現堂

樫谷神社

里道

嵐山

元録山

サクラ林

卍 法輪寺

嵐山城跡

モンスターパーク
いわたやま

国有林歩道

嵐山

1:7,000

(2) 嵐山国有林の歴史

- 13世紀末: 亀山上皇が吉野からサクラ数百株を移植。その後、夢窓国師が吉野からヤマザクラ数千本を移植。その後も、サクラやマツの植栽が行われる。
- 明治4年: 「社寺上知令」により天龍寺領から官有地に編入。
- 大正4年: 保護林に指定。
- 大正5年: 風致保安林に指定。
- 昭和2年: 史跡名勝「嵐山峡」に指定。
- 昭和5年: 風致地区に指定
- 昭和6年: 「禁伐」により、中腹以下でアカマツ衰退、広葉樹林化の兆しがあることから、大阪営林局が「嵐山風致施業計画」を樹立。
 - 斜面上では、50m四方の画伐、アカマツ、ヤマザクラの大苗を植栽
 - 尾根上では、50m四方の画伐、アカマツの天然更新を促進
 - 西端では、スギ・ヒノキの植栽地で複層林を造成
 - 谷筋では、広葉樹を択伐

(2) 嵐山国有林の歴史

- 昭和30年代後半：松くい虫被害が顕著に。
- 昭和56年：「嵐山国有林における風致防災対策懇談会」を開催。
- 昭和57年：「京都市近郊国有林野の取扱いについて」を策定、嵐山保勝会との共催による「嵐山植林育樹の日」を開始。
 - － 尾根では、アカマツの更新を目指す。
 - － 中腹以下の斜面では、斜面の安定化を図りつつ、アカマツ、サクラの導入を進める。
 - － 直接眺望されない天然林は自然の推移に委ねる。
 - － スギ、ヒノキの人工林は大径材としての利用を目指す。
 - － サクラの植栽に当たっては、陽光が得られるよう、数年の間隔を置いて、0.05haの群状択伐を2回行い、0.1haの伐採面を確保。
- 平成2年：植樹行事に当たり、0.05haの択伐による伐開を開始。

(3) 現在の取扱方針

- 平成15年:「世界文化遺産貢献の森林」に指定、施業指針を策定。
 - － 目標:カエデ、サクラ等の落葉広葉樹と針葉樹が混交した色彩豊かな森林
 - － サクラ、カエデ、ケヤキの植栽に当たっては、生育空間の確保が不可欠。小規模伐採を行った後、陽光確保のため、周辺の常緑広葉樹の除伐及び枝落しを実施。
 - － アカマツは抵抗性品種を尾根などに植栽。将来的には、他の針葉樹の植栽も検討。
 - － 関係研究機関との連携強化。
 - － シカ及びサル被害対策。
 - － 土砂流出防止のために治山事業を実施。

2. 「嵐山国有林基礎調査」の結果

- (1) 調査の位置付け
- (2) 調査結果
- (3) 調査結果に基づく提言

(1) 調査の位置付け

- 本年度、嵐山国有林を対象とする治山事業の「全体計画」を策定する予定。
- このため、嵐山国有林の山地荒廃の実態を把握するとともに、獣害や観光など関連情報を収集する「基礎調査」を実施。
 - 事業名 : 嵐山国有林全体計画基礎調査
 - 期間 : 平成21年1月28日～3月25日
 - 受注者 : 森林テクニクス大阪支店
 - 経費 : 約280万円
 - 報告項目: 地形・地質・土壌、気象、林況・植生と森林の荒廃概況、山地斜面や溪流の荒廃、環境、社会的特性、防災施設、調査結果に基づく提言

(2) 調査結果

(イ) 地形・地質

(ロ) 林況・植生

(ハ) 獣害

(ニ) 観光

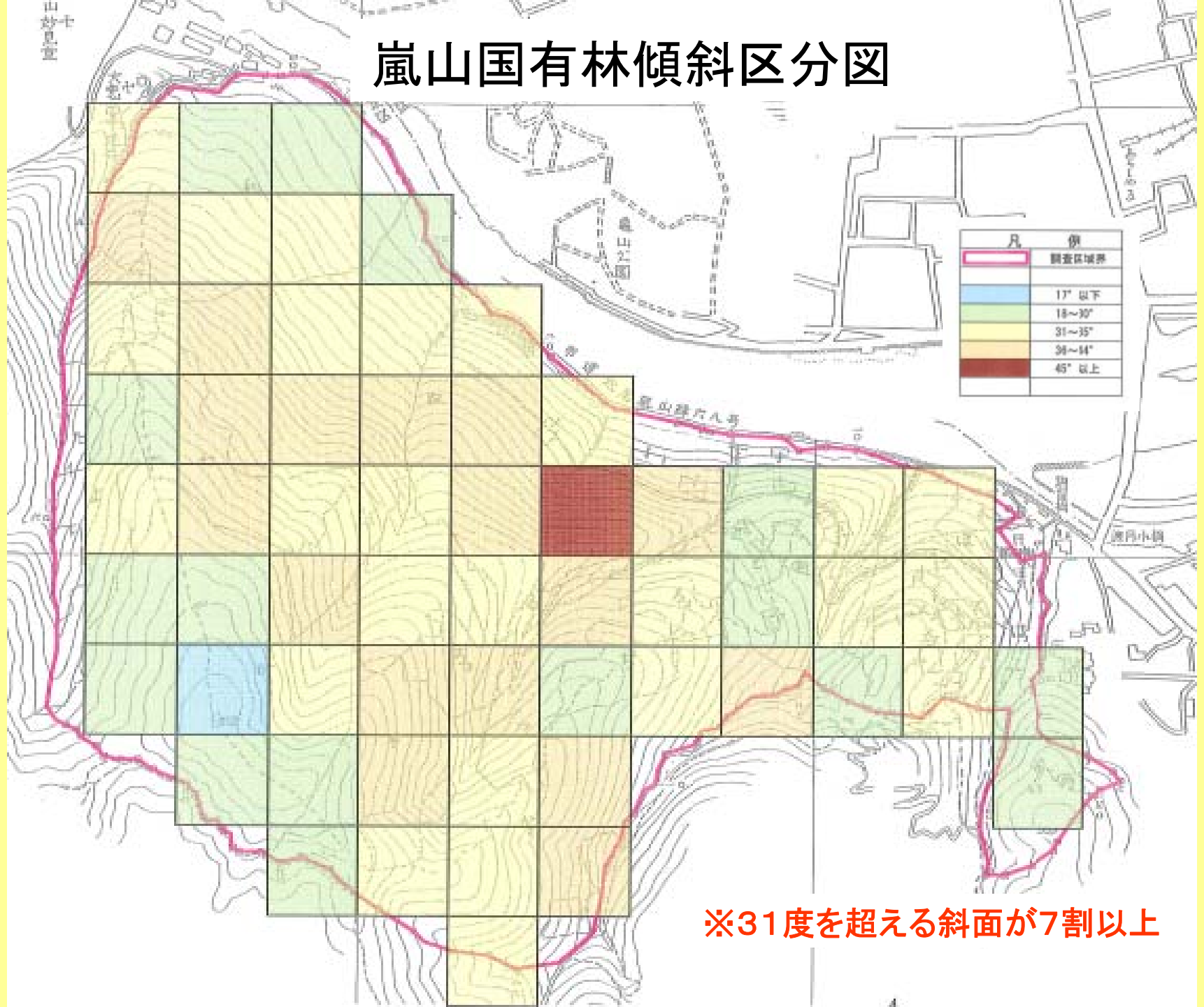
(ホ) 防災施設

(ヘ) 法令規制

(イ) 地形・地質

- 標高:30~382m
- 平均勾配は30度超、局所的には45度以上(31度を超える斜面が7割以上)
- 北向き斜面で日当たりが良くない部分が多い。表土の流亡が発生しやすい。「痩せ地」化。
- 地質:泥質岩・砂岩・チャートなどで構成された「丹波層群」に属する堆積岩が主体。
- 褶曲等の外力を受けて、節理や風化を受けた箇所が多い。剥離型落石の危険性。

嵐山国有林傾斜区分図



※31度を超える斜面が7割以上

(口) 林況・植生

(原始)

- サカキーコジイ群集(常緑広葉樹林)

(古代～近世)

- アカマツーコバノミツバツツジ群集(アカマツ林)
- 薪炭材や枝葉の採取により、アカマツ林へ移行。
- 13世紀以降は、斜面下部でサクラやマツを植栽。

(近代・現代)

- 官有地への編入以降、「禁伐」により、アカマツ林から広葉樹林への「遷移」が進行。昭和30年代以降は「松枯れ」により、アカマツが激減。
- 谷筋の一部では、スギ・ヒノキを植林。
- アカマツの衰退と林相の三分化(アカマツ二次林、広葉樹林、人工林)

(ロ) 林況・植生

(エリア別の林況)

- 斜面上部(16ha:約3割):アカマツ二次林
 - アカマツーコバノミツバツツジ群集の樹種構成が残存。
 - アカマツは激減。
 - ソヨゴ、リョウブ、ヒサカキなど中低木の常緑広葉樹が侵入。
- 斜面下部(29ha:約5割):広葉樹林
 - 早くからの植生変化と風致施業などの人為により、ケヤキ、エノキ、ヤマザクラ、ウラジログシなどから成る疎林が生育。
 - 急傾斜、下層植生不足により、土壌が流亡。
 - 次代を担う高木性樹種の幼樹が少ない
- 植林地(14ha:約2割):人工林
 - 昭和30年代以降、主に西側でスギ・ヒノキを植栽。
 - 東側では、明治期に植林後、天然林化。


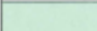

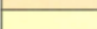


嵐山国有林林相図

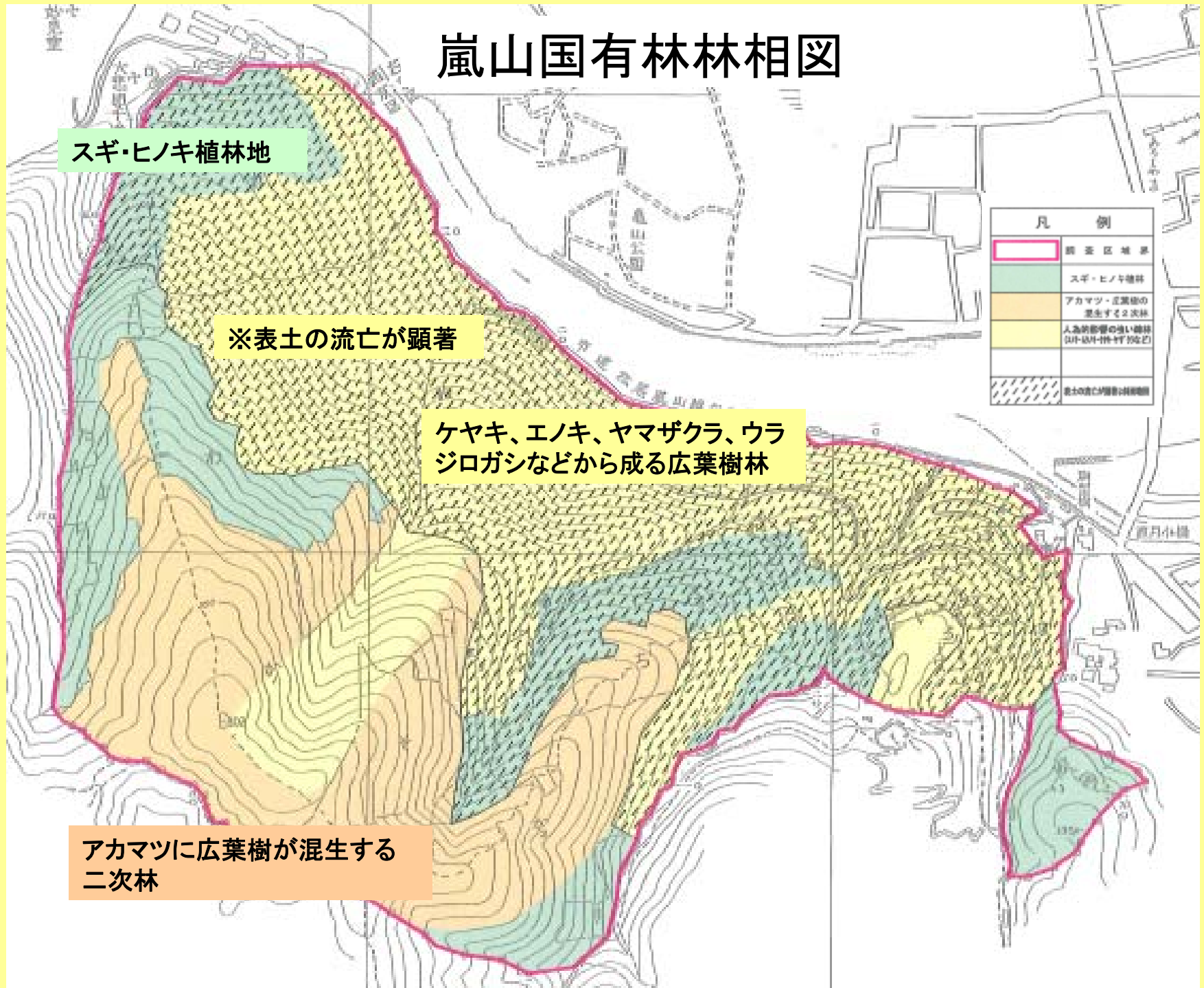
スギ・ヒノキ植林地

※表土の流亡が顕著

ケヤキ、エノキ、ヤマザクラ、ウラジロガシなどから成る広葉樹林

アカマツに広葉樹が混生する
二次林

凡 例	
	調査区域界
	スギ・ヒノキ植林地
	アカマツ・広葉樹の混生する二次林
	人為的影響の強い森林 (針葉樹・広葉樹混生林)
	
	表土の流亡が顕著な林相





アカマツ二次林の様子

(アカマツが枯死、アセビ、ソヨゴ等が侵入)

アカマツの稚樹

(尾根付近にはアカマツ稚樹が多数発生)





広葉樹林の林内

(急傾斜、下層植生不足、落石多発)

広葉樹林の紅葉

(多様な樹種が混交)





スギ・ヒノキ植林地の林内

蔵王権現参道のスギ林



(ハ) 獣害

(ニホンジカ)

- 苗木の食害や立木の皮剥が発生。
- 山麓では、旅館の庭にニホンジカが侵入する事例もあり。

(イノシシ)

- 泥浴びや掘り起こしの痕跡あり。

(ニホンザル)

- 「モンキーパークいわたやま」で約150頭を餌付け。活動範囲は限定的か。
- 一部で、植栽木の折損が発生。



シカによる皮剥痕



イノシシのヌタ場

(二) 観光

- 嵐山周辺の観光客数は、増加傾向で推移(H14:570万人 → H19:790万人)
- 京都市観光客の嵐山訪問率は15.9%、清水寺(21.2%)に次ぐ。
- 近年、渡月橋北側に観光客が集中する傾向あり。観光エリアの分散が必要？
- 隣接観光施設として、「嵐山モンキーパーク」と「大悲閣千光寺」あり。モンキーパークには年間7万人程度、大悲閣には年間5千人程度が来訪。

(二) 観光

- 蛇谷の先に、かつて嵐山の名所であった「**戸難瀬(となせ)の滝**」(別名:音無滝)あり。
「となせよりながす錦は大井川いかだにつめる木の葉なりけり」(藤原俊成(12世紀))
- 戸難瀬の滝の上流には、飛び地に「**蔵王権現堂**」あり。後嵯峨天皇が吉野から嵐山にサクラを移植した際に蔵王権現を勧請して祀ったと言われる。蔵王権現は能「**嵐山**」(金春禅鳳作(15世紀))にも登場。
- 嵐山山頂(382m)には、「**嵐山城跡**」あり。明応6年(1497年)に、山城守護代となった細川正元の家臣香西元長が築城。



蔵王権現堂

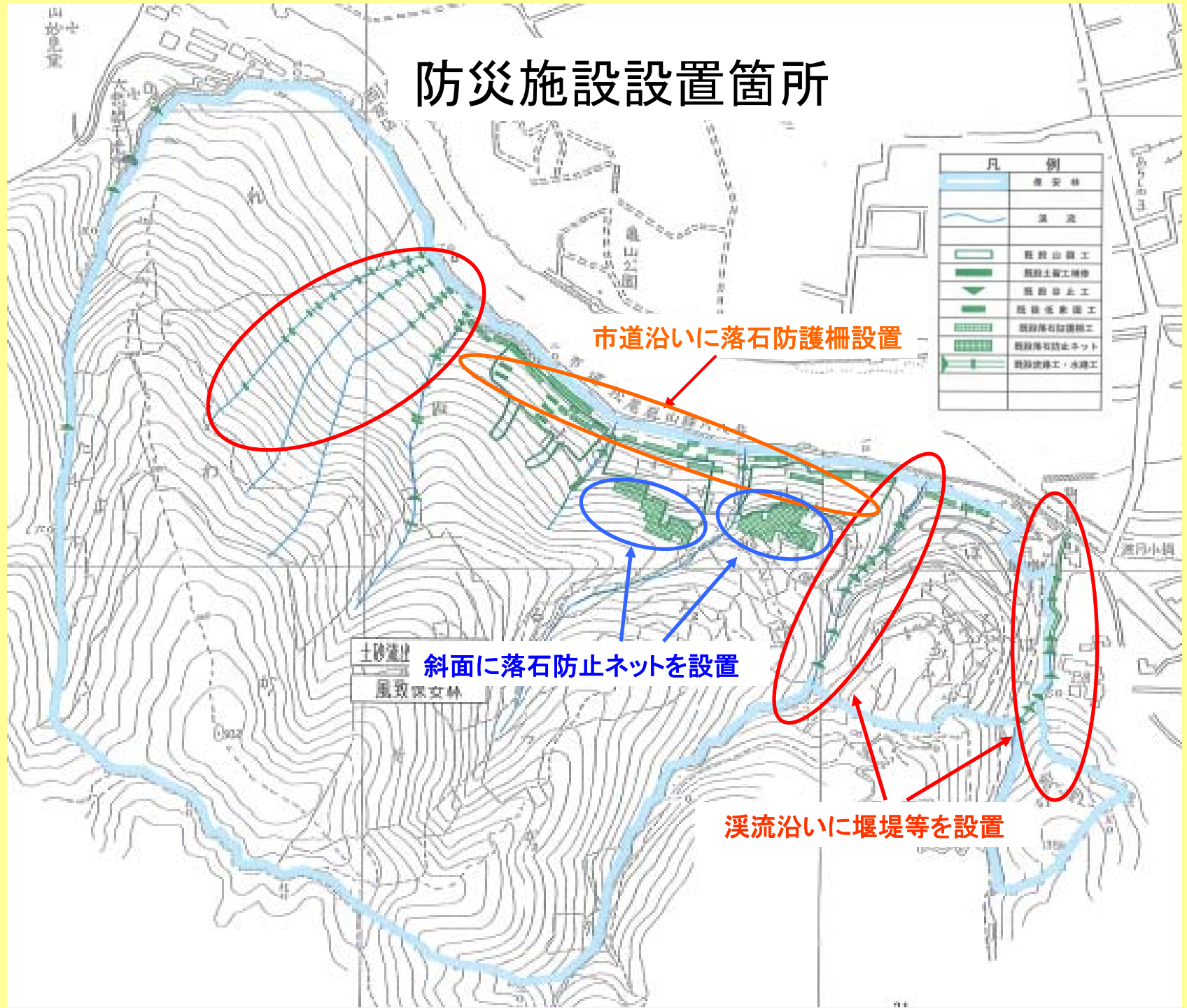


戸難瀬の滝

(ホ) 防災施設

- 嵐山国有林では、昭和23年度から治山事業を継続的に実施、山地災害の防止に貢献。
- これまで、主に、山腹工(※斜面の崩壊防止工事)、谷止工(※溪流の安定化工事)を実施。
- 平成4年度以降は、落石防護柵・落石防止ネットの設置を集中的に実施。
- 国有林直下の市道への落石被害は大幅に減少したものと思われる。
- 部分的に、老朽化により補修や新設が必要な施設あり。

防災施設設置箇所





市道沿いにほぼ間断なく落石防止柵を設置。

一部施設では、落石が満杯になるなど、補修・新設が必要。



(^) 法令規制

- (i) 森林法
- (ii) 文化財保護法
- (iii) 都市計画法
- (iv) 古都保存法
- (v) 鳥獣保護法

(へ) 法令規制

(i) 森林法

- 「風致保安林」(T5)、「土砂流出防備保安林」(S55)に指定。
- 立木の伐採には、京都府知事の許可が必要。(但し、治山事業実施の場合、倒木・枯死木を伐採する場合、国有林があらかじめ協議を行った場合等は不要。)(第34条第1項、施行規則第22条の8)
- 指定施業要件： 択伐(伐採率上限:30%)、間伐(伐採率上限:35%)(※択伐の面積制限はなし。)

(へ) 法令規制

(ii) 文化財保護法

- 「史跡」及び「名勝」に指定(S2)。
- 「管理団体」(=京都府)が管理及び復旧を実施(第113条)。
- 「史跡及び名勝嵐山保存管理計画」(平成10年京都府教育委員会)
 - 「大規模な皆伐は認めない。但し、風致保全及び森林施業のための伐採については、別途協議事項とする。」
 - 「ヤマザクラ等の補植により山林景観の保全を促す」
- 現状変更、保存に影響を及ぼす行為を行う際は、文化庁長官の許可(国の機関の場合、「同意」)が必要。但し、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、影響が軽微である場合は、不要(第125条、第168条、許可申請規則第4条、第5条)。
- 管理計画の定める「指定区域」における現状変更等については、文化庁長官の権限を市の教育委員会に委任(施行令第5条第4項第1号又)(ただし、国の機関の場合は、権限委任せず)。
- 許可の申請に当たっては、管理団体(=京都府)の意見書を添附することが必要(許可申請規則第2条)

(へ) 法令規制

(iii) 都市計画法

- 「**風致地区**」に指定(S5)。
- 建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、地方公共団体の条例で規制(第58条)。
- **木竹の伐採**には、**京都市長の許可(国の機関の場合、協議)**が必要。
(但し、間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損木、危険木の伐採は不要)(京都市風致地区条例第2条)。

(iv) 古都保存法

- 「**歴史的風土特別保存地区**」に指定。
- **木竹の伐採**には、**京都市長の許可(国の機関の場合、協議)**が必要。但し、通常管理行為、軽易な行為(※枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損木・危険木の伐採等)、非常災害のため必要な応急措置等は不要。)(第8条第1項、施行令第5条)
- **択伐**には**許可必要**。

(v) 鳥獣保護法

- 「**鳥獣保護区**」に指定。
- 森林関係では、特に規制なし。

(調査結果まとめ)

- 北向きの急傾斜斜面が大半を占め、表土の流亡が発生しやすい。
- 節理や風化を受けた箇所が多く、落石の危険性あり。
- 林況は、斜面上部の「アカマツ二次林」、斜面下部の「広葉樹林」、及び「人工林」の三相化。
- 獣害は、シカによる食害・剥皮、サルによる折損が発生。
- 嵐山の観光客数は増加傾向、渡月橋周辺に集中。
- 昭和23年度から継続的に治山事業を実施。落石被害は減少。一部、老朽施設あり。
- 森林法、文化財保護法、都市計画法、古都保存法による重層的な伐採規制あり。いずれも、立木の伐採には許可等が必要。(択伐の面積制限はなし。)

3. 議論の方向性

- (1) 「基礎調査」の提言
- (2) 議論の方向性
- (3) 今後のスケジュール

(1) 「基礎調査」の提言

- 「基礎調査」の結果では、「防災」、「風致」及び「利用」の3つの観点から提言を提示。

(防災)

- 斜面上部では、高木層の育成が必要。除伐や植栽などにより、次代の林冠を担う高木性樹種の成長を促進すべき。
- 斜面下部では、下層植生が少なく、表土の移動が激しい。表土流亡や落石防止のため、筋工・柵工・植生マットの設置などを実施すべき。

(1) 「基礎調査」の提言

(風致)

- 斜面上部では、遠景の景観機能が重要。アカマツ、サクラ、カエデが目立つよう、坪状の補植や育成を行うべき。
- 斜面下部では、遠景・近景の景観機能が重要。日照環境を改善した上で、サクラやカエデなどの植栽・保育を行うべき。

(利用)

- 斜面上部では、眺望や史跡を活かして、山頂や城跡までの歩道整備や道標設置、沿道の修景施業に取り組むべき。
- 斜面下部では、市道利用者のために、修景的な植栽・保育を行うべき。

(1) 「基礎調査」の提言

(その他の提言)

- 斜面下部での土壌流亡・下層植生衰退の原因は、急な斜面、日照の不良、人為的な影響の3点の複合による。
- 獣害は必ずしも土壌流亡・下層植生衰退の主要原因ではない。

(2) 議論の方向性

- 専門家より、植生、景観、獣害、治山の4つの観点からの報告・提言を受けて、議論する。
- 現行の取扱方針(「世界文化遺産貢献の森林」設定方針)の枠内で議論する(※現行方針は平成20年1月に改定済み)。

(2) 議論の方向性

- 今後、例えば、以下の点について議論を進める。

(植生)

- 斜面上部(尾根)では、除伐・地掻き等により、積極的にアカマツ林の再生を図ってはどうか。
- 斜面下部では、サクラ・カエデ等植栽に当たっての伐採規模を拡大してはどうか(解釈の明確化)。
- 常緑広葉樹の除伐・枝落しを積極的に行ってはどうか。

(景観)

- 蔵王権現堂を核に、歩道の整備や道標の設置を行ってはどうか。
- 斜面上部で、眺望確保のための除伐・枝落しを行ってはどうか。

(獣害)

- 必要に応じて、シカの生息頭数調査を行ってはどうか。

(治山)

- 溪間工・山腹工、落石対策を継続的に実施してはどうか。
- 老朽化施設の更新を重点的に実施してはどうか。
- 表土流亡防止のために、植栽・保育(密度調整)を実施してはどうか。

(3) 今後のスケジュール

- 8月下旬：第2回会合（高田委員、深町委員の報告）
- 10月：第3回会合（高橋委員、三好委員の報告）
- 11月：第4回会合（とりまとめ骨子（案）の検討）
- 明年1月：第5回会合（とりまとめの承認）

※ 次年度以降も、年1回程度、情報・意見交換を継続。

嵐山植林育樹の日

京都大阪森林管理事務所・嵐山保勝会

終